

国土交通省における 建築物のバリアフリー化促進の取組み (地方公共団体向け)

令和7年7月29日
国土交通省中部地方整備局
建政部住宅整備課

- 建築物のバリアフリー基準の改正 P.3
- 建築物のバリアフリーガイドライン P.9
- 第4次バリアフリー整備目標(案) P.12
- バリアフリー法に基づく条例 P.14
- バリアフリー環境整備促進事業 P.16

建築物のバリアフリー基準の改正 (令和7年6月1日 施行)

車椅子使用者用便房の設置数に係る基準の見直し

バリアフリー法の政令改正により、車椅子使用者用便房の設置数について、**原則、各階に1箇所以上を設置する**よう見直しを行う。

義務基準

現行

- 建築物に1箇所以上を設ける。

見直し案

<標準的な建築物>

- 各階に1箇所以上※設ける。

<小規模階を有する建築物> (床面積1,000㎡未満の階(小規模階)を有する場合)

- 小規模階の床面積の合計が1,000㎡に達する毎に1箇所以上※設ける。

<大規模階を有する建築物> (床面積10,000㎡を超える階(大規模階)を有する場合) 階の床面積が

- 10,000㎡を超え40,000㎡以下の場合、当該階に2箇所以上※を設ける。
- 40,000㎡を超える場合、20,000㎡毎に1箇所を追加※する。

※ 建築条件に応じた設計の自由度を確保するため、設置箇所は任意とする。

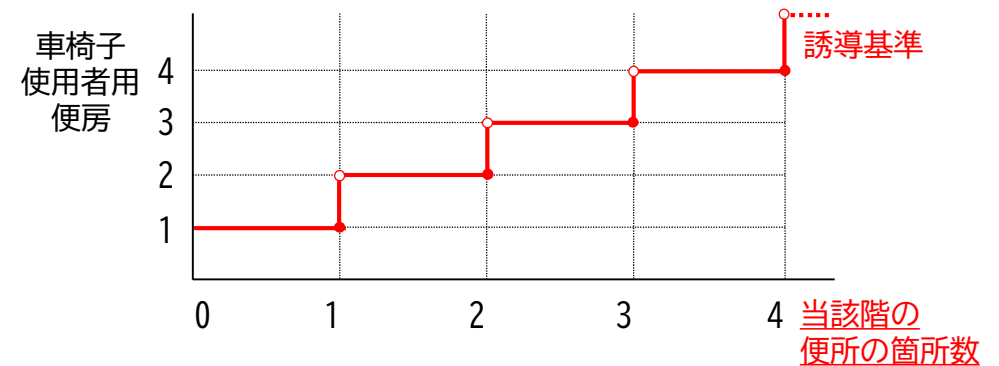
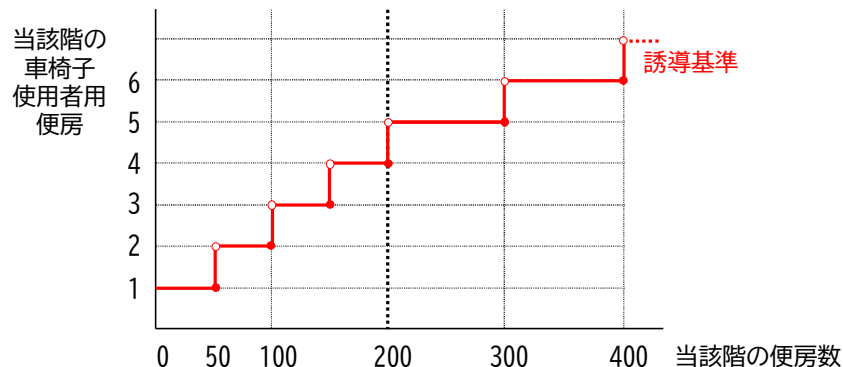
誘導基準

現行

- 各階に1箇所以上を設ける。
- 階の便房数が200箇所以下の場合、2%以上を設ける。
- 階の便房数が201箇所以上の場合、1%+2箇所以上を設ける。

見直し案

- 便所のある箇所に1箇所以上を設ける。



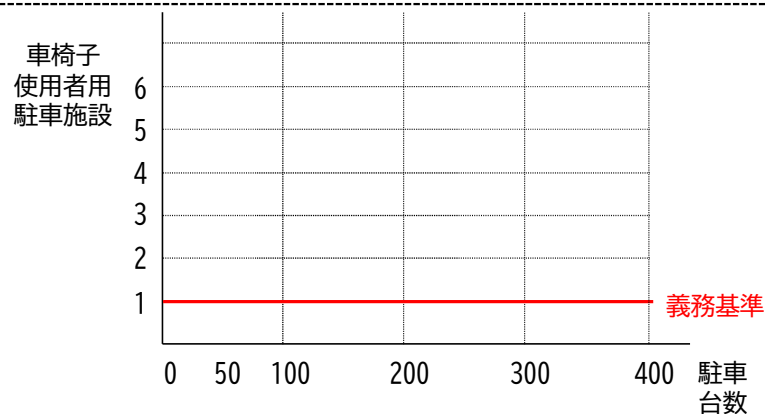
車椅子使用者用駐車施設の設置数に係る基準の見直し

バリアフリー法の政令改正により、車椅子使用者用駐車施設の設置数について、**駐車台数に対する割合で定める**よう見直しを行う。

義務基準

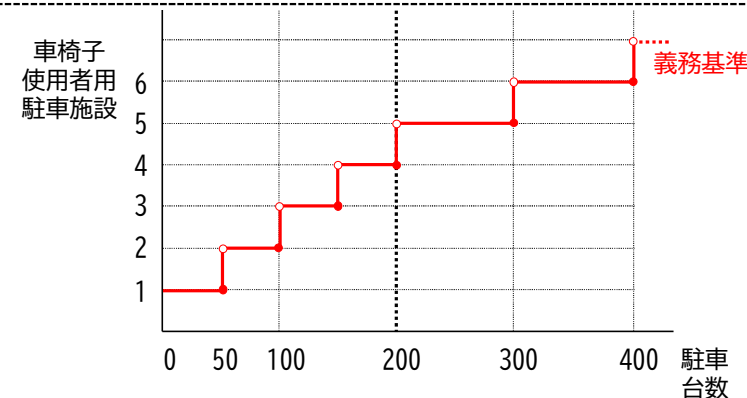
現行

- 1台以上を設ける。



見直し案

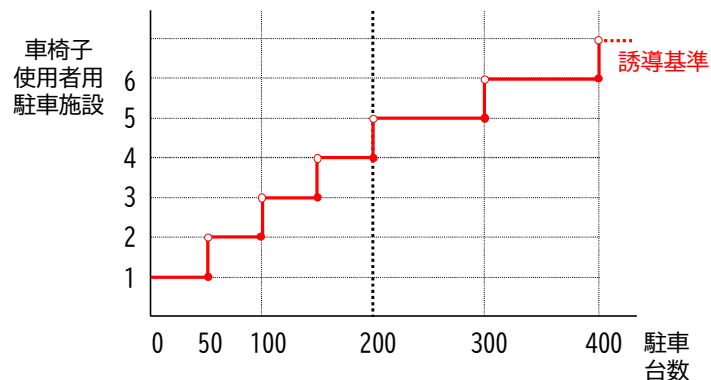
- 200台以下の場合、2%以上を設ける。
- 201台以上の場合、1% + 2台以上を設ける。



誘導基準

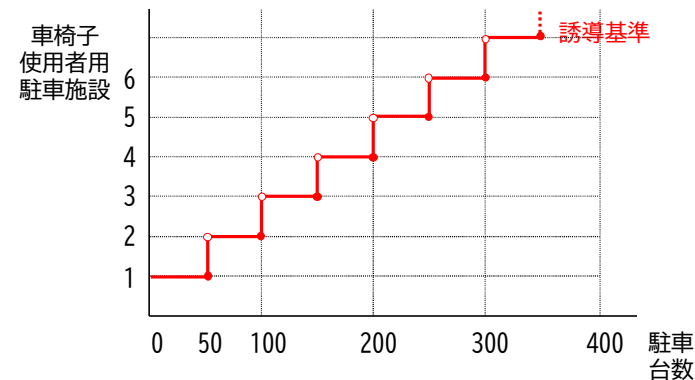
現行

- 200台以下の場合、2%以上を設ける。
- 201台以上の場合、1% + 2台以上を設ける。



見直し案

- 2%以上を設ける。



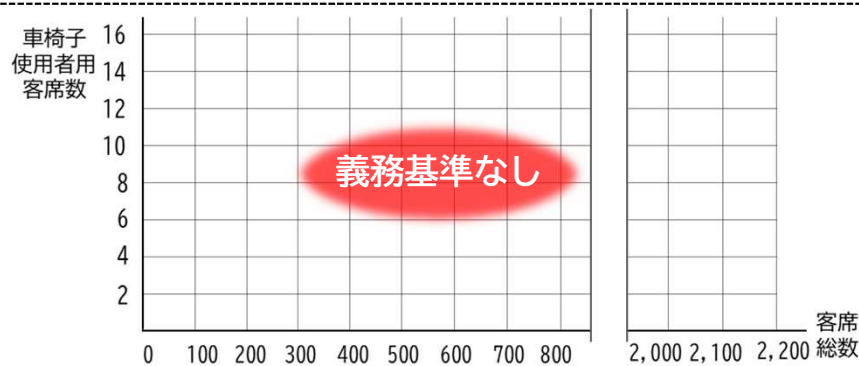
車椅子使用者用客席の設置数に係る基準の見直し

バリアフリー法の政令改正（条文新設）により、車椅子使用者用客席の設置数について、**客席の総数に対する割合で定める**よう見直しを行う。

義務基準

現行

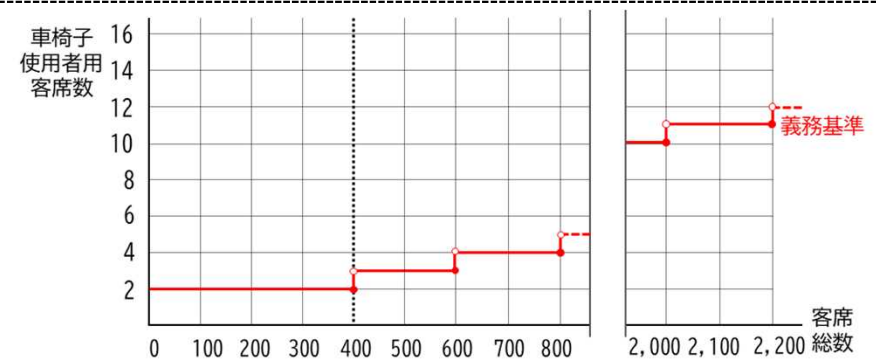
- ・ 基準なし



見直し案

- ・ 400席以下の場合、2席以上を設ける。
- ・ 401席以上の場合、0.5%以上を設ける。

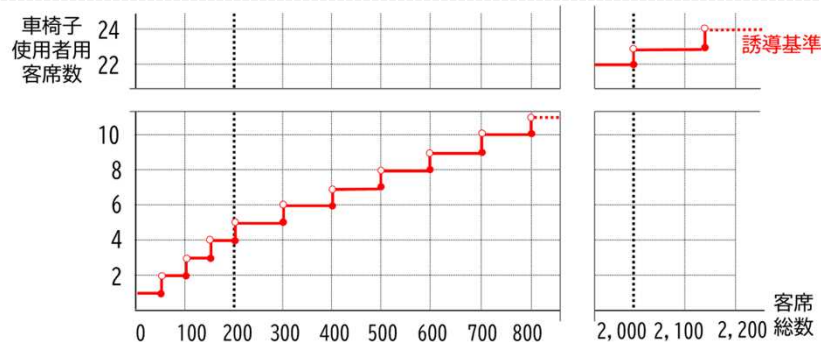
※ 構造に係る基準（幅90cm以上、奥行135cm以上等）も定める。



誘導基準

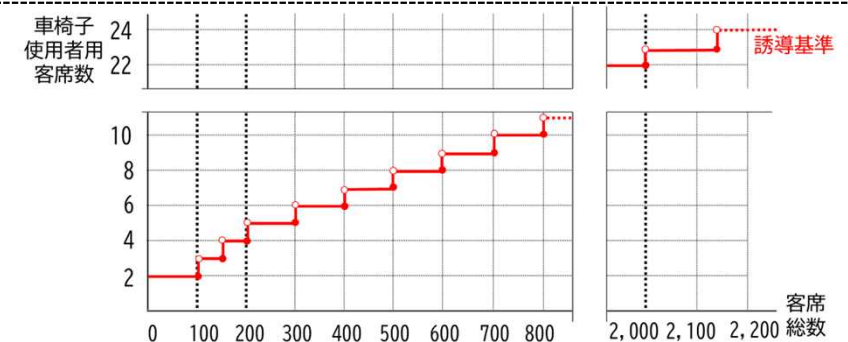
現行

- ・ 200席以下の場合、2%以上を設ける。
- ・ 201～2,000席の場合、1%+2席以上を設ける。
- ・ 2,001席以上の場合、0.75%+7席以上を設ける。



見直し案

- ・ 100席以下の場合、2席以上を設ける。
- ・ 101～200席の場合、2%以上を設ける。
- ・ 201～2,000席の場合、1%+2席以上を設ける。
- ・ 2,001席以上の場合、0.75%+7席以上を設ける。



バリアフリー法第24条に基づく容積率緩和の特例制度の適用要件を定めた「国土交通省告示第1481号」に車椅子使用者用便所の設置のみで特例が可能となるよう規定を追加することで車椅子使用者用便所の設置を促進する。

	現行	見直し案
特定建築物	次の基準に適合すること ・ 全ての建築物特定施設が誘導基準に適合する	次の基準のいずれかに適合すること ・ 全ての建築物特定施設が誘導基準に適合する ・ 車椅子使用者の到達可能な車椅子使用者用便房※を設ける
特定建築物 以外	次の基準に適合すること ・ 以下の全てに適合する	次の基準のいずれかに適合すること ・ 以下の全てに適合する
	出入口 (略)	出入口 (略)
	廊下 (略)	廊下 (略)
	階段 (略)	階段 (略)
	便所 ・ 腰掛便座及び手すりの設けた便房がある ・ 出入口の幅が80cm以上である ・ 戸を自動開閉とするなど車椅子使用者が容易に開閉・通過できる構造である	便所 ・ 腰掛便座及び手すりの設けた便房がある ・ 出入口の幅が80cm以上である ・ 戸を自動開閉とするなど車椅子使用者が容易に開閉・通過できる構造である
	敷地内通路 (略)	敷地内通路 (略)
		・ 車椅子使用者の到達可能な車椅子使用者用便房※を設ける

※ 車椅子使用者用便所の構造は以下の通り

- ・ 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること
- ・ 車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間が確保されていること

赤字：現行の基準に追加した箇所

改正に係る周知資料

○ チラシ

- 車椅子使用者用便房、
車椅子使用者用駐車場、
車椅子使用者用客席の
義務基準の概要を記載
- 基準改正概要の周知に最適

2025年6月1日以降に工事に着工する建築物が対象となります。

① 車椅子使用者用トイレの設置数

改正前
建築物に1以上

改正後
原則、各階に1以上

※床面積が1,000㎡未満の層、10,000㎡以上の層については別途規定

② 車椅子使用者用駐車施設の設置数

改正前
建築物に1以上

改正後
200台以下の駐車場
全体の2%以上
201台以上の駐車場
全体の1%+2以上

③ 車椅子使用者用客席の設置数

改正前
義務基準なし

改正後
400席以下の劇場等
2以上
401席以上の劇場等
全体の0.5%以上

※劇場等：劇場、観劇場、映画館若しくは演芸場又は集会場若しくは公会堂

**車椅子使用者用トイレを設置した場合、
容積率の特例の適用対象となります！**

車椅子使用者用トイレの床面積の一部が不算入となります。
※特定行政庁の許可が必要となりますので、詳しくは特定行政庁にお問い合わせください。

改正内容に関する
詳細はこちら

建築物におけるバリアフリーについて
https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_fr_000049.html
建築物 バリアフリー

※ 国土交通省 国土政策課 建築部 (建築企画課) 電話 14(03)5220-4011

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/content/001881137.pdf>

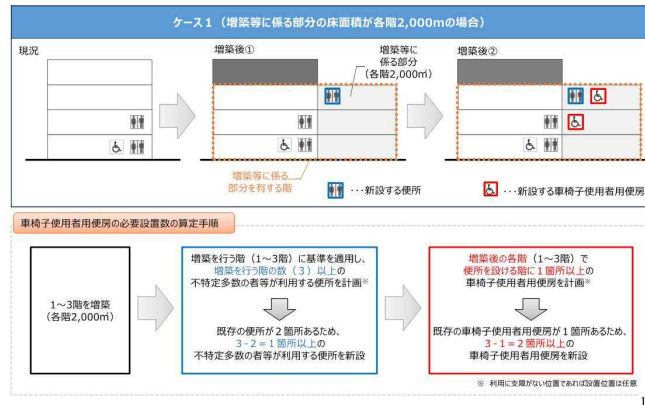
○ 技術的助言参考資料

- 改正基準の**運用に係る詳細な留意点**を記載
- 運用の参考に最適

例 (P.16)

増築等を行う場合の車椅子使用者用便房の
必要設置数の算定手順を、図とともに解説

【義務基準】増築等に関する規定の適用範囲について(政令第23条)



○ 説明会動画

- 技術的助言参考資料を
基に説明
- 運用の参考に最適

※以下のURLにて動画を公開中

https://youtu.be/f_o8XtrPnS4
(便所)

<https://youtu.be/SCUVsPsW0aQ>
(劇場等の客席)

<https://youtu.be/UaDQ3WJDp90>
(駐車場)

<https://youtu.be/L3BxSsB52WM>
(Q&A)

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/content/001857777.pdf>

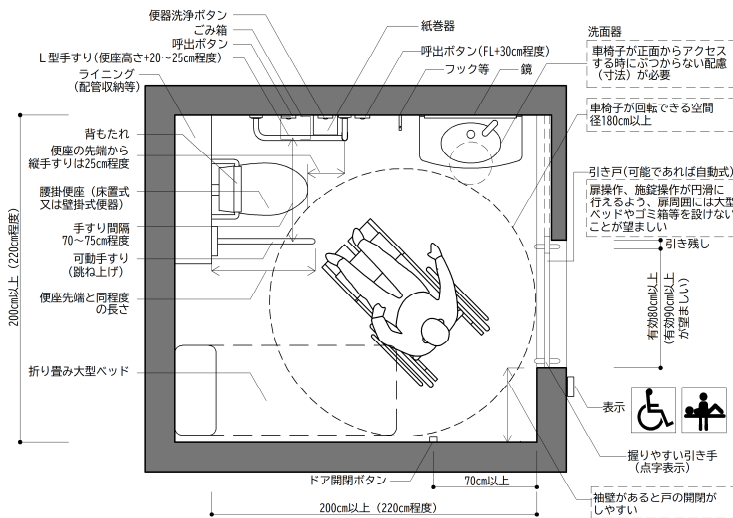
建築物のバリアフリーガイドライン

建築物のバリアフリーガイドライン(建築設計標準)

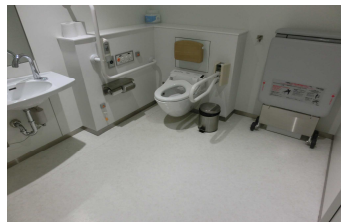
- 通路や駐車場、トイレ、エレベーターなど建築物の個別施設ごとに、法令に基づく基準、設計時の考え方・ポイント、標準的な整備内容や実現方法、管理運営上の配慮事項等をガイドラインとしてまとめています。
- 行政や民間事業者において、施設の計画、設計段階、管理運営時に広く活用されています。

掲載例

【車椅子使用者用便房の例】



【写真】



直径180cm以上の円が内接できる
スペースを有する便房(大型ベッド付)

近年の改正概要

平成27年度

劇場・競技場等の客席・観覧席を有する施設

- ・車椅子使用者用の客席・観覧席の基準整備
- ・一般・その他客席・観覧席
- ・音声・画像等による情報提供 等

平成30年度

ホテル又は旅館

- ・設置数基準の見直し(「1室以上」から「1%以上」へ)
- ・一般客室のバリアフリー対応水準の見直し 等

令和2年度

小規模店舗・重度の障害、介助者等への配慮

<小規模店舗>

- ・出入口に段差を設けない、有効幅員80cm以上 等

<重度の障害、介助者等への配慮>

- ・車椅子使用者用便房の大きさの見直し
- ・車椅子使用者用駐車施設の必要な高さの見直し

建築設計標準の主な改正ポイント(令和7年5月改正)

バリアフリー設計のガイドラインである「建築設計標準」について、トイレ、駐車場、客席のバリアフリー基準の見直しを踏まえた内容の変更等に加え、建築物のバリアフリー化を一層促進するため、構成・内容の抜本的な見直しを実施

1. 構成・内容の抜本的な見直し

○「標準的な整備内容」の明記

⇒従前は、推奨される整備内容について「～することが望ましい。」と記述していたが、今回の改正において、原則として、標準的な整備内容として整理し、「～する。」との記述に強化。

○設計事例や改修・改善事例のポイントの別冊化

⇒建築設計標準の改正タイミングにとらわれずに、好事例をPRしやすくするため、国土交通省HPに随時アップロードする。

○建築プロジェクトの当事者参画ガイドラインの策定

⇒建築プロジェクトにおける当事者参画を促進するため、「建築プロジェクトの当事者参画ガイドライン」を新たに策定。

○建築設計標準の構成のシンプル化・電子化対応の準備

⇒必要な情報に容易にたどり着けるよう、義務基準・誘導基準に相当する整備内容と標準的な整備内容が一目でわかる構成に変更。PDFしおりの追加。

2. バリアフリー基準の見直しを踏まえた内容の変更等

○トイレ

⇒車椅子使用者用便房の複数化により、設計の考え方を大幅に変更。便房の種類を明確化した上で、一つの便所における機能分散・施設全体における機能分散の考え方を明記。車椅子使用者用便房の設置数に関する基準の記述の変更。

○客席

⇒車椅子使用者用客席の設置数に関する基準の記述の変更。サイトライン確保に係るチェック・検証方法に関する記述の大幅な充実。同伴者席について固定席ではなくスペースとして設けることを明記。

○駐車場

⇒車椅子使用者用駐車施設の設置数に関する基準の記述の変更。車椅子使用者用駐車施設の後部スペースの確保に関する記述の強化。

第4次バリアフリー整備目標(案)

バリアフリー整備目標(第4次)の設定(案)

- 現行目標である「特別特定建築物のバリアフリー基準適合率」を更新するとともに、「公共建築工事（2,000㎡以上の国等の特別特定建築物に限る。）における当事者参画の実施割合」を追加する。

第3次整備目標（令和3年度～令和7年度）

○特別特定建築物のバリアフリー基準適合率

床面積の合計が2,000㎡以上の特別特定建築物（小学校、中学校等で公立のものを除く。）の総ストックの約67%について、令和7年度までに、移動等円滑化を実施する。

【参考】

第1次整備目標（平成18年度～平成22年度）

目標：約50%

実績：約49%

第2次整備目標（平成23年度～令和2年度）

目標：約60%

実績：約62%



第4次整備目標（令和8年度～令和12年度）

①特別特定建築物のバリアフリー基準適合率【更新】

床面積の合計が2,000㎡以上の特別特定建築物（小学校、中学校等で公立のものを除く。）の総ストックの約70%について、令和12年度までに、移動等円滑化を実施する。

②公共建築工事（2,000㎡以上の国等の特別特定建築物に限る。）における当事者参画の実施割合【新規】

2,000㎡以上の国、都道府県、政令市の特別特定建築物の公共建築工事について、令和12年度までに、原則としてすべての工事で当事者参画を実施する。

※現状では、55%程度の公共建築工事で実施

※「建築設計標準」の改正の一環として、「建築プロジェクトの当事者参画ガイドライン」を策定

バリアフリー法に基づく条例

バリアフリー法に基づく条例

○バリアフリー法では、地域の実情に応じて、地方公共団体の条例により、「①義務付け対象用途の追加」「②義務付け対象規模の引下げ」「③移動等円滑化基準に必要な事項の追加」を可能としています。

条例制定のメリット

- 義務付け対象規模の引下げや対象用途の追加など、
地域の実情に応じた**きめ細やかな基準**を設定することができるようになります。
(例)小規模な建築物や共同住宅のバリアフリー化を義務付け
- バリアフリー法に基づく条例の規定は、建築基準法の建築基準関係規定となるため、
民間の指定確認検査機関等の**建築確認審査**において、**基準適合の実効性が担保**されます。
- 自主条例等に基づき、地方公共団体との協議対象としている基準について、
法に基づく委任条例とすることで、手続きが統合され、事務負担の軽減・効率化にもつながります。

委任条例で審査される基準について、自主条例の手続きを免除している事例

東京都福祉のまちづくり条例(抄) ※バリアフリー法の委任規定を別条例で制定

(届出)

第18条 特定整備主は、第14条第2項各号に掲げる事項について、規則で定めるところにより、工事に着手する前に知事に届け出なければならない。**ただし、法令又は都の他の条例により、整備基準に適合させるための措置と同等以上の措置を講ずることとなるよう定めている事項については、この限りでない。**

バリアフリー環境整備促進事業

バリアフリー法に基づく基本構想・条例等の策定、移動システム(スロープ・エレベーター等)の整備、小規模店舗をはじめとした既存建築ストックのバリアフリー改修工事等を支援し、障害者等が安心して暮らせる環境の整備を図る。

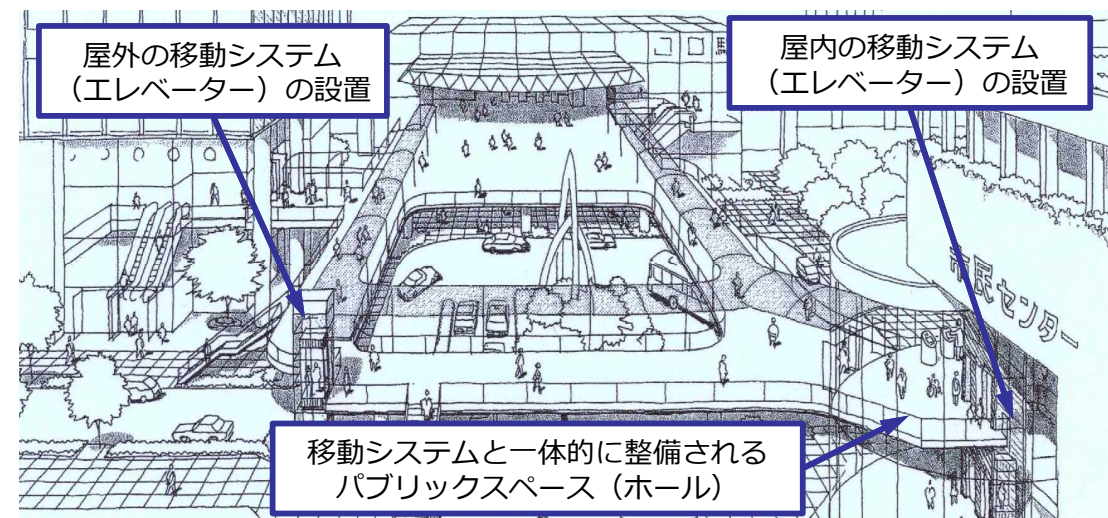
交付対象事業者
地方公共団体、民間事業者、協議会等

交付率 直接 1/3 間接 1/3

補助対象地域
①三大都市圏の既成市街地等
②人口5万人以上の市
③都市機能誘導区域の駅周辺
④バリアフリー基本構想、移動等円滑化促進方針、バリアフリー法第14条第3項に基づく条例を策定した区域 等

交付内容

- 基本構想等の策定（バリアフリー法第14条第3項に基づく条例の制定・改正に必要な基礎調査等を含む。）
 - 移動システム等整備事業
 - ・屋外の移動システム整備（スロープ、エレベーター等）
 - ・建築物の新築、改修に伴う一定の屋内の移動システム整備（市街地空間における移動ネットワークを形成するものに限る。）
 - ・移動システムと一体的に整備されるパブリックスペース（広場、空地、アトリウム、ホール、ラウンジ、トイレ等） 等
 - 認定特定建築物整備事業
 - ・屋外の移動システム整備（建築物敷地内の平面経路に限る。）
 - ・屋内の一定の移動システム整備（商業用以外の特別特定建築物の用途に至る経路に係るもの。）
 - ・移動システムと一体的に整備されるパブリックスペース 等
 - 既存建築物バリアフリー改修事業
- 【対象建築物】
- ・不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者・障害者等が利用する建築物（小規模店舗等も対象で規模要件なし）
 - ・バリアフリー条例による規制の対象となる建築物
- 【補助対象】
- バリアフリー改修工事に要する費用
- ・段差の解消
 - ・出入口、通路の幅の確保
 - ・車椅子使用者トイレの設置
 - ・オストメイト設備を有するトイレの設置
 - ・乳幼児用設備の設置
 - ・ローカウンターの設置
 - ・車椅子使用者用駐車施設の設置
 - ・駐車場から店舗までの屋根設置 など



トイレのバリアフリー化



スロープの設置



ローカウンターの設置

写真の出典：高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和3年3月）

民間建築物への補助は、民間事業者への直接補助ではなく、地方公共団体を通じた間接補助（地方公共団体による補助制度の創設が必要）

バリアフリー法に基づく基本構想・条例等の策定、小規模店舗をはじめとした既存建築ストックのバリアフリー改修工事等を支援し、障害者等が安心して暮らせる環境の整備を図る。

交付対象事業者

地方公共団体、民間事業者、協議会等

補助対象地域

- ①三大都市圏の既成市街地等
- ②人口5万人以上の市
- ③厚生労働省事業等の実施都市
- ④都市機能誘導区域の駅周辺

- ⑤バリアフリー基本構想、移動等円滑化促進方針、バリアフリー法に基づく条例を策定した区域

交付率

1/3を国費で支援

支援概要

■バリアフリー法に基づく条例・基本構想の策定への支援

■既存建築物バリアフリー改修事業

【対象建築物】

- 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者・障害者等が利用する建築物（店舗等）
- バリアフリー条例による規制対象の建築物

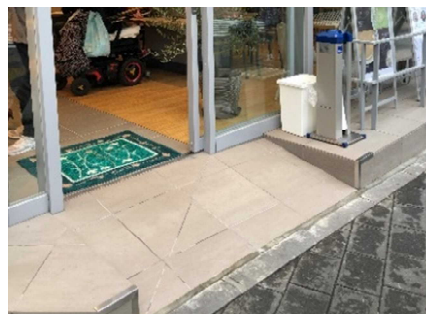
【補助対象】

- バリアフリー改修工事に要する費用

- ・段差の解消
- ・出入口、通路の幅の確保
- ・車椅子使用者用トイレの設置
- ・オストメイト設備を有するトイレの設置
- ・乳幼児用設備の設置
- ・ローカウンターの設置
- ・車椅子使用者用駐車施設の設置
- ・駐車場から店舗までの屋根設置
- ・視覚障害者誘導用ブロックの設置
- ・点字・音声等による案内板の設置
- ・トイレ・客室へのフラッシュライトの設置
- ・集団補聴設備の設置 など



トイレのバリアフリー化



スロープの設置



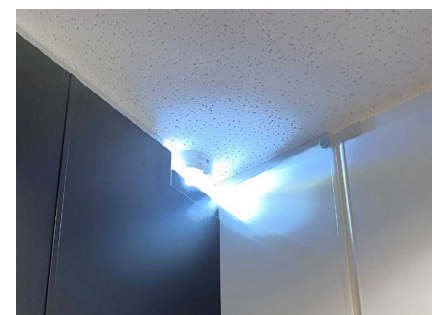
ローカウンターの設置



視覚障害者誘導用ブロック、点字による案内板の設置



集団補聴設備の設置



トイレへのフラッシュライトの設置